

速報版

発行：自治労滋賀県職員労働組合
自治労滋賀県職員連合労働組合
県庁東館5階 内線：4790,4791
直通077-528-4790
FAX077-521-3784
E-MAIL:shigajichiro@yahoo.co.jp
総合病院西館1階 内線2112

自治労県職

新型コロナウイルス感染症対策

時差出勤導入、在宅勤務拡充を来週から
第一線で奮闘する職員への配慮や健康・安全対策で申し入れ

自治労県職は2月27日、「新型コロナウイルス感染症対策」に関する申し入れを行いました。

新型コロナウイルス感染症については国内での感染が急速に拡大しており、政府においては基本方針を決定するなど、感染拡大防止へ緊急かつ重点的な対応を進めることとしています。県においても、患者受け入れ体制の構築や主催行事を実施するかどうかの検討、企業への時差出勤の呼びかけ等の対応が決定されています。

保健所や県立病院等の第一線機関では、相談等で緊張感の高い業務が継続することが見込まれます。さらに今後の推移によりますます患者を受け入れる際には、職員の感染防止に万全を期す必要があります。こうしたことから、右欄の事項について申し入れ県当局の誠意ある対応を求めました。

また、県職員の時差出勤制度および在宅勤務制度の拡充について、次の内容で実施されますのでお知らせします。



申し入れの内容

- 1. 職員への感染予防等や初期対応の周知徹底
職員自身への感染予防について、全職員に初期対応を含め対応方法を周知徹底するとともに、感染のおそれが生じた場合の休暇取得や業務継続の指針を示し周知すること。
2. 保健所や病院等の第1線機関への職場対応
保健所等においては、現状でも県民や関係者の相談等の対応に緊張度の高い業務を行っており、今後もこの状態が続き、強まることを念頭に健康管理や応援体制を確立すること。
3. 時差出勤や在宅勤務制度の実施と活用の周知
時差出勤制度と在宅勤務制度の実施において、両制度が取得しやすい職場環境をつくること。
4. 休暇制度の拡大
職員自身の感染の他、家族に感染や疑いが生じた場合や学校閉鎖によりやむを得ず子どもが在宅する際の休暇取得について、特別休暇対応ができるように看護休暇の拡大等を行うこと。

導入される時差出勤制度の内容

1. 時差出勤制度の実施 3月2日(月)から

(勤務パターン)

Table with 3 columns: 勤務区分, 勤務時間, 休憩時間. Rows include 早出勤務, (通常勤務), and 遅出勤務 with specific time slots.

2. 実施単位 1日単位(申請手続きを原則として2勤務日前までにすること)

3. 対象となる職員 知事部局の職員*のうち、滋賀県職員服務規程第3条第1項により勤務時間が午前8時30分から午後5時15分と規定されている職員(左記勤務時間の臨時・非常勤職員を含む)

※行政委員会等でも追って同内容の措置がされる見通し

